

1 社会福祉施設賠償責任補償制度

(賠償責任保険)

加入対象 介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設 **以外** の社会福祉施設

主な対象施設 児童・母子・婦人・老人・生活保護関連福祉施設
(例) 児童養護施設・乳児院・放課後デイサービス・軽費老人ホーム・救護施設 等



◆この制度の特長

社会福祉施設・事業者が所有・使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備や職員の不注意により、第三者にケガや食中毒を発生させたりなどの偶然な事故によって、または他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして預けた人に元の状態では返還できなくなったことによって、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、社会福祉施設・事業者が被る損害を補償する制度です。
事故発生時の被害者の治療費等を法律上の損害賠償責任の確定に先立ってお支払いする被害者治療費等補償特約をセットしています。

◆被保険者

- ① 社会福祉施設・事業者
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)
- ② ①の役員または使用人
- ③ ①②の被保険者の監督または指揮のもとに①の業務を行うボランティアスタッフ等

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 階段の欠陥により利用者が転落しケガをした。
- 施設で火災が発生し、非常口の不備で利用者に死傷者が出た。
- 施設のプール監視を怠ったため、利用者が水死した。
- 利用者から預かったメガネを誤って壊した。
- 児童福祉施設が出した食事が原因で園児が食中毒を起こした。
- 利用者が誤って落としたもので、駐車してあった他者の自動車を損壊させた。等

被害者治療費等補償特約がセットされております。

被害者治療費等補償特約とは

事故発生時の被害者の治療費等を法律上の損害賠償責任の確定に先立ってお支払いします。法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますので、スピーディーな被害者への補償が可能となります。

※施設所有(管理)者賠償責任保険に自動セットされています。

◆お支払いの対象となる事故例

デイサービス利用者が廊下を歩行中に置いてあった荷物につまづき、転倒。手首の捻挫により通院したため治療費を支払った。

◆支払限度額・免責金額

補償内容	身体障害		財物損壊			
支払限度額	施設所有(管理)者特別約款	1名につき	2億円	施設所有(管理)者特別約款	1事故につき	1億円
		1事故につき	6億円		生産物特別約款	1事故・保険期間中
	生産物特別約款	1名につき	2億円	受託者特別約款		1事故・保険期間中
		1事故・保険期間中	6億円			
免責金額	身体障害・財物損壊それぞれ 1事故につき 5,000円					

被害者治療費等補償特約(施設所有(管理)者賠償責任保険に自動セット)

支払限度額	被害者の死亡・後遺障害	1名につき	50万円
	被害者の入院	1名につき	10万円
	被害者の通院	1名につき	3万円
		1事故・保険期間中	1,000万円
免責金額	なし		

◆保険料 対象施設区分と定員数により、下記から算出してください。

定員数	A 施設	B 施設	C 施設
主な対象施設	介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設以外 の社会福祉施設 (※一部でも介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業を行っている場合は制度②にご加入ください。)		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童厚生施設(児童館) ● 隣保館 ● 助産施設 ● 老人福祉センター ● 身体障害者福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 養護老人ホーム ● 軽費老人ホーム(ケアハウス) ● サ高住 ● 母子生活支援施設 ● 乳児院 ● 母子福祉センター ● 婦人保護施設 ● 救護/更生施設 ● 医療保護施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児入所・通所施設 ● 児童養護施設 ● 児童発達支援センター ● 児童自立支援施設 ● 児童心理治療施設 ● 放課後等デイサービス
1～10名	20,540円	33,740円	42,210円
11～20名	21,180円	34,780円	43,520円
21～30名	21,840円	35,850円	44,860円
31～40名	22,680円	37,250円	46,610円
41～50名	23,230円	38,730円	47,360円
51～60名	23,630円	39,660円	48,430円
61～70名	24,560円	39,930円	50,340円
71～80名	24,970円	40,160円	51,520円
81～90名	25,560円	41,720円	52,230円
91～100名	26,590円	43,430円	54,320円
101～110名	28,530円	46,710円	58,560円
111～120名	30,470円	49,990円	62,800円
121～130名	32,410円	53,270円	67,040円
131～140名	34,350円	56,550円	71,280円
141～150名	36,290円	59,830円	75,520円
151～160名	38,230円	63,110円	79,760円
161～170名	40,170円	66,390円	84,000円
171～180名	42,110円	69,670円	88,240円
181～190名	44,050円	72,950円	92,480円
191～200名	45,990円	76,230円	96,720円
201～210名	47,930円	79,510円	100,960円
211～220名	49,870円	82,790円	105,200円
221～230名	51,810円	86,070円	109,440円
231～240名	53,750円	89,350円	113,680円
241～250名	55,690円	92,630円	117,920円
251～260名	57,630円	95,910円	122,160円
261～270名	59,570円	99,190円	126,400円
271～280名	61,510円	102,470円	130,640円
281～290名	63,450円	105,750円	134,880円
291～300名	65,390円	109,030円	139,120円
以降10名増えるごとに	上記プラス 1,840円	上記プラス 3,080円	上記プラス 3,980円

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

1 社会福祉施設賠償責任補償制度

約款の種類	保険金をお支払いする主な場合
施設所有(管理)者特別約款	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理する各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。 《漏水補償特約(施設用)》 給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢(いっ)出等に起因して他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
生産物特別約款	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、保険期間中に他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。
受託者特別約款	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥ 争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等補償特約」(P.22)の保険金として対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

上記の他、施設所有(管理)者賠償責任保険においては、「被害者治療費等」、「特定感染症緊急対応費用」もお支払いの対象となる損害です。詳細はP.22・25をご参照ください。

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

約款の種類	保険金をお支払いしない主な場合
普通保険約款	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 （受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。） ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 （受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。） ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（そうじょう）に起因する損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） ○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます） <p style="text-align: right;">等</p>
賠償責任保険追加特約（自動セット）	<ul style="list-style-type: none"> ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸入 ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散 ○直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。）。
施設所有（管理）者特別約款	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ○航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害 ○自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。 ○施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ○仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 ○被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害 ○石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任 ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ○石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。） <p style="text-align: right;">等</p>

被害者治療費等補償特約

保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより偶然な事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、被害者が通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

お支払いの対象となる損害

被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。治療費等とは、次のいずれかに該当する費用をいいます。

- (a) 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用
 - (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用
 - (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用
 - (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。
- 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実負担した費用に限りま。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等

- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意
 - 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の同居の親族または別居の未婚の子の行為
 - 被害者の心神喪失
 - 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

用語のご説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(50音順)

用語	説明
い 医師	被害者以外の医師をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(注) を除きます。 (注)医学的他覚所見のないものとは、被害者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
し 重度後遺障害	後遺障害のうち、別表に記載するものをいいます。
ち 治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
治療費等	原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実負担した次のいずれかに該当する費用をいい、通常要する費用に限りま。ただし、賠償責任保険普通保険約款第1条(損害の範囲および支払保険金)(1)④に規定する費用を含みません。 ①被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 ②被害者が重度後遺障害を被った場合 ^(注) において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 ③被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 ④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。 (注)重度後遺障害を被った場合には、被るおそれのある場合を含みます。
つ 通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療 ^(注) による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 (注)オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療科の算定対象となる診療行為をいいます。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ 被害者	他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、身体の障害を被った他人をいいます。

別表 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	①両眼が失明したもの ②咀嚼(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの
第2級	①一眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ②両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	①一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。)

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

共通事項

1 社会福祉施設賠償責任補償制度

2 福祉事業者総合賠償責任補償制度

特定感染症緊急対応費用補償特約

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	お支払いの対象となる緊急対応費用
次のいずれかに該当する事故(以下「事故」といいます。)により、被保険者が緊急対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。 ①感染症事故 ②指定感染症等に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置	<左記の①の事故の場合> 1回の事故および保険期間中につき100万円が限度(支払限度額) <左記の②の事故の場合> 1回の事故につき20万円(定額払い。1つの施設につき保険期間中につき1回限り。)	①消毒費用 ②検査費用 ③予防費用 ④通信費用

保険金をお支払いしない主な場合

- (1)事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
(2)この保険契約の保険期間開始日(注1)の翌日から起算して14日以内に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約(注2)である場合を除きます。
(注1)保険期間の途中でこの保険契約に加入した者については、その加入日とします。
(注2)継続契約とは、この特約が付帯された引受保険会社との保険契約の保険期間の終了日(注3)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
(注3)その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

※「感染症事故」「指定感染症等」など、詳細は次の「用語のご説明」をご確認ください。

用語のご説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明	別表
か 感染症事故	以下のいずれかに該当する事故をいいます。 ①施設における別表に掲げる感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定にもとづき都道府県知事に医師から届出のあったものに限り、 ②施設が別表に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、) ⑫中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限り、) ⑬鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に異変するおそれが高いものの血清型として法令で定めるものであるものに限り、) ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス ⑱パラチフス
き 緊急対応費用	以下のいずれかの費用をいいます ①消毒費用 ②検査費用 ③予防費用 ④通信費用	
け 検査費用	被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。	
し 施設	加入者証記載の施設をいいます。ただし、訪問介護先の個人宅を除きます。	
し 指定感染症等	以下のいずれかに該当する感染症をいいます。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症。 ②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、別表に掲げる感染症を除きます。	
し 消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために施設の消毒ならびに施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用をいいます。	
つ 通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。 ※親族:サービス利用者の3親等以内の親族または法定相続人をいいます。 ※サービス利用者:被保険者が提供するサービス(加入者証記載の仕事として遂行するものに限り、)を利用する者をいいます。	
よ 予防費用	被保険者の使用人またはサービス利用者への感染症拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用をいいます。	